

ベースロード市場に関する検討について

2023年2月20日(月) 第82回 制度設計専門会合 事務局提出資料



本日の御議論

- 大規模発電事業者と新電力のベースロード電源(以下「BL電源」という。)へのアクセス環境のイコールフッティングを図り、更なる小売競争の活性化を図る仕組みとしてベースロード市場(以下「BL市場」という。)を創設し、2019年7月よりJEPXにおいてオークションが開始された。
- 第396回電力・ガス取引監視等委員会(2022年11月22日開催)において、第2回オークション監視結果について御審議いただいた際に、供出上限価格の算定における燃料費の価格変動リスクについて大規模発電事業者の裁量の余地が大きく、算定次第では実質的な売り惜しみにつながる可能性もあることから、制度の見直しを検討していくことが必要とされたところ。
- その後、第79回制度設計専門会合(2022年11月25日開催)および第80回制度設計専門 会合(同年12月22日開催)において、制度の見直しに向けて、御議論いただいている。
- ◆ 本日の会合では、これまでの御議論を踏まえつつ、前回までに提起された<u>詳細な論点に加えて、</u>今後の進め方について御議論いただきたい。

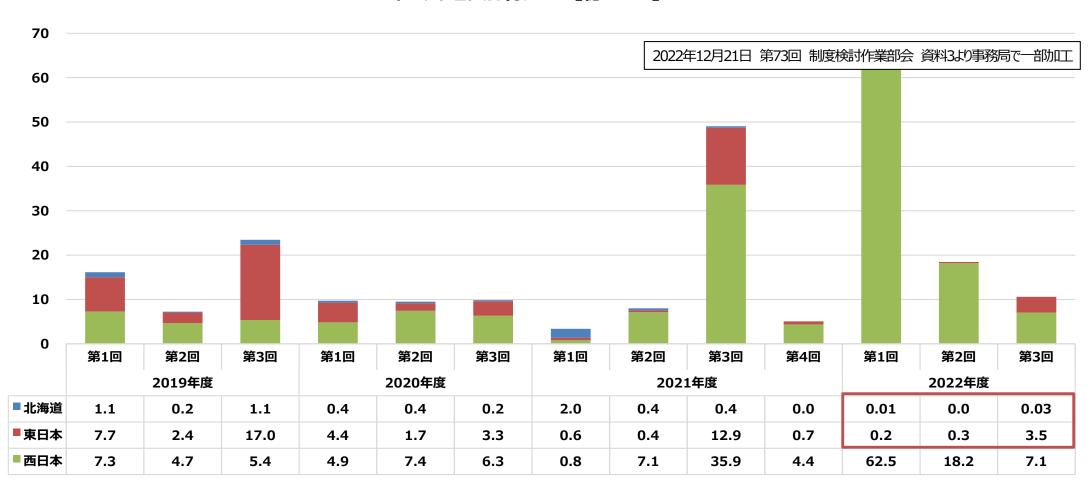
1)これまでの御議論

②燃料費の事後清算スキームに関する詳細検討

BL市場の約定量について

- 2022年度オークション(第1回〜第3回)約定量は、約91.8億kWhとなり過去最大の約定量となった。
- ただし、その内訳を見ると、主に西日本エリアでの約定量であり、北海道エリア・東日本 エリアでの約定量は極めて限定的となっている。

オークション別約定量 [億kWh]



各社の燃料費見積りについて

- BL市場ガイドラインにおいて、燃料費単価は、「価格変動リスクを勘案した価格(燃料先物価格等に基づき客観的に合理性が認められる手法で算定した価格)を用いる」とされている。
- 2022年度のオークションにおいて、事業者によっては価格変動リスクを相当大きく見込んでおり、 応札時点の現物価格や燃料先物価格を大きく上回っている。

■石炭燃料費見積り単価と貿易統計との比較

単位:円/t	応札時点の 現物価格 (貿易統計) ※1	石炭燃料費見積り単価※2		直近の現物価格との乖離		応札時点の	応札時点の 石炭先物価格との乖離	
		最も低かった 事業者	最も高かった 事業者	最小	最大	石炭先物価格 ※3	最小	最大
2021年第3回 (2021年11月時点)	21,250	17,437	27,936	▲3,813	+6,686 (+31%)	13,363	+4,074	+14,573 (+109%)
2022年第1回 (2022年7月時点)	51,303	44,278	121,479	▲ 7,025	+70,176 (+137%)	40,152	+4,126	+81,327 (+203%)
2022年第2回 (2022年9月時点)	53,258	57,896	124,852	+4,638	+71,594 (+134%)	45,401	+12,495	+79,451 (+175%)
2022年第3回 (2022年11月時点)	59,224	49,704	131,248	▲9,520	+72,024 (+122%)	46,979	+2,725	+84,269 (+179%)

- ※1:財務省 貿易統計(概況品コード 3010105 (一般炭))から算定。なお、2022年11月時点の数値は速報値を採用。
- ※2:石炭燃料費見積り単価には、リスクプレミアム・フレート代等も含む。
- ※3:石炭先物価格は、オークション時点のICE Newcastle Coal Futuresの単純平均を当日の為替レートを乗じて算出。

(2021年11月30日 2022年4月限~2023年3月限 2022年7月29日時点、2022年9月30日時点、2022年11月30日時点 2023年4月限~2024年3月限)

(出所)Barchart HP及びみずほ銀行HPを基に事務局にて作成。

■ BL市場ガイドラインより抜粋

(a)費用の算定

「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」第3条第2項各号の方式に従い、各営業費項目の額の合計額を算定する。ただし、同項第2 号に定める燃料費に関して、ベースロード取引は受渡期間を通じて固定価格で電気の受け渡しを行うものであるため、供給計画等を基に算定した数量に乗じる 単価としては、価格変動リスクを勘案した価格(燃料先物価格等に基づき客観的に合理性が認められる手法で算定した価格)を用いる。

課題認識

- 供出上限価格の算定における燃料費単価については、ガイドラインにおいて「価格変動リスクを勘案した価格(燃料先物価格等に基づき客観的に合理性が認められる手法で算定した価格)を用いる」とされているが、価格変動リスクの具体的な見積り方法が定められているわけではなく、大規模発電事業者の裁量の余地が大きい。
- 大規模発電事業者はそれぞれ一定の考え方に基づいて、価格変動リスクを勘案した燃料費単価を算出しており、それ自体がガイドラインの規定に反しているとまでは言えないが、その裁量の余地は大きく、供出上限価格、ひいては供出価格に大きな影響を与えている。各社の算定次第では、実質的な売り惜しみにつながる可能性もある。
- また、ガイドラインにおいて、BL電源に係る社内・グループ内取引価格が、BL市場へ供出した価格を下回っている場合にはBL市場の目的が達成されないおそれがあることから、監視等委では受渡年度に監視を行うこととされている。しかしながら、BL市場への供出価格は固定価格である一方、自社・グループ内の取引ではBL電源・非BL電源の区別なく燃料費調整が行われることが多いため、内外無差別の確認が困難となっている。
- さらに、ベースロード市場での約定価格は、相対卸契約の交渉に際しても参照されており、供出価格が高くなることがもたらす影響はベースロード市場における取引のみにとどまらない可能性にも留意する必要がある。
- こうしたことに鑑みれば、2023年度オークションに向けて、制度の見直しが必要。

検討の方向性(第79回制度設計専門会合にお示しした案)※

案1:燃料費単価の見積りルールの明確化

→BL市場ガイドラインにおいては、燃料費について「価格変動リスクを勘案した価格(燃料先物価格等に基づき客観的に合理性が認められる手法で算定した価格)を用いる」と記載されているが、上記ルールをより明確化してはどうか。例えば、原則として燃料先物価格を用いることとしてはどうか。

案2:燃料費の事後清算スキームの導入(事後清算による内外無差別)

→旧一電の社内・グループ内取引においては、基本的に燃料費調整条項が存在する。BL市場創設の趣旨であるBL電源へのアクセスのイコールフットの確保および燃料価格変動プレミアムの解消という観点から、BL取引においても燃料費の事後清算スキームを導入することとしてはどうか。

案3: 社内・グループ内取引における固定価格の導入(固定価格による内外無差別)

→BL市場取引が固定価格で行われることを前提としつつ、内外無差別性を担保するため、市場に供出した商品が売れ残った場合には、**自社・グループ内においても当該供出価格(固定価格)で 取引することを求める**こととしてはどうか。

※第79回制度設計専門会合の資料における記載から、趣旨を明確化する観点から、一部表現を修正。

これまでの御議論と検討の方向性

- これまでの御議論では、燃料費調整制度のように、燃料費を事後清算するスキームを支持する 御意見が多かった。その際、制度設計を工夫することによって、市場の細分化を回避することも可能との御指摘もあった。
- 同時に、**固定価格の維持にもメリットがある、燃料費の事後清算と固定価格のハイブリッドも** あり得るとの御意見もあった。
- 固定価格の算定時の燃料費の変動リスクの見積もりは、本来事業者が行うべき、経営判断に **委ねるべき**との御指摘があった一方で、**事後清算スキームが実現しない場合には算定ルールの** 明確化を行うべきとの御指摘もあった。
- また、いずれにせよリスクを完全に取り除くことは難しい、**内外無差別の確保が必要**との御意見もあった。
- こうした御意見を踏まえつつ、①過大なリスクプレミアムの解消、②発電事業者によるリスクの適切な織り込み(コストを適切に回収できないリスクの回避)、③内外無差別性の確保といった様々な要請を満たすため、燃料費を事後清算するスキームを導入することを軸として、検討を深めているところ。

(参考) 第79回制度設計専門会合における委員等の御意見(1/2)

- 将来の燃料不確実性をどのように反映するのかというところ。案1~案3は丁寧に整理いただいた。<u>案2が良いのではないか</u>。将来の不確実性のリスクは事業者が決めるべきところであり設計は難しいのではないか。案3は魅力的だが、同等性の確認は困難であり、監視や是正が難しいのではないか。<u>案2を前提に、燃調について折り合わなければ落札者がキャンセルできるような仕組みはできないか</u>。【松田委員】
- 今回の結果、石炭先物価格に比べて2倍以上のコストを入れちゃう事業者が出たのは問題。これが売り惜しみでなければ何が売り 惜しみなのか。GLの裁量の余地がすごく大きいのを悪用したとも思える。これを前提にすれば、案1から案3が出てくるのはやむを得 ない。**案1に関しては、事業者が本来リスクを見込むべき**。先物価格だとしそれを超えるのは認めないというのもあり得る。今回の 事例を見る前と見た後では状況が違う。事業者の裁量を狭めるので良くないという議論は妥当性あるのか、大いに疑問。案1は重 要な選択肢。案2はとても良い面もあり、問題がある面もあるという書き方になっている。燃料費調整制度を入れればいいというの は反対する理由はない。燃調を付けて売り手の数、商品の数だけ市場が分断してしまうことについて。例えば基準価格を統一で定 めて、燃調を各社の電源構成に入れて設計する。各社の小売価格のように燃調をつけてリスクプレミアムは認めないとすればとてもク リアな市場。 落札者がこんな燃調とは思ってなかったというのもある。 **燃調がどういうものが付いているか明らかにして、買い手がそん** な燃調が付いているなら要らない。キャンセルできるとすれば、エリアをまとめても燃調を導入できる。買手の落札事業者には比 例配分でき、部分約定ができてしまう。基本的に1年前に売れるものであり、部分約定はできるのではないか。通常の燃調と同じやり 方であれば化石燃料が上がっているのであれば3カ月遅れであがる。小売価格も上がり、調達価格もあがるので市場価格高騰がそ れ以外の影響で起きるので買う理由はある。さらに案2や案3のハイブリッドもあり得る。BL 市場現行と同じやり方で一旦入札し、 売れ残りは足元の現物価格に置きなおしょ燃調で入札することにすれば同じ役割を果たせる。無茶なプレミアムを織り込んだ会社 はより安くなる可能性もあり、無茶な織り込み方ができなくなるのではないか。エネ庁も共同しながら合理的な案をだすべき。案3の 内外無差別については、BL市場があろうがなかろうが貫徹しないといけず、この文脈でなくてもやるべきである。そのため合理的 **な室は室1・室2** 【 松村委員 】
- ・ BL市場の話だが、本質的には内外無差別ができていないところに尽きる。黒に近いグレーと言っていたが、この市場で外部に売れなくても内部に売れると考えているのではないか。BL市場だと固定だが、内部には燃調が付いている。だとすれば案2のように燃調を入れていくのが一番スムーズではないか。その上で、当たり前のように内外無差別を確認する。市場分断される、燃料構成が違いフォーミュラが異なる。買い手はどの燃調が魅力的かを考えたうえで入札する。エリアをまたいで使えないのであれば、難しい。案1に関しては、リスクをどう判断して価格に織り込んでいくかは、やはり経営判断に委ねるべきものだろう。案2に比べると案1は、適当でないと思っています。本来は、今回問題になった事業者のように最大限にリスクを織り込んで価格に乗っけてしまうと、他社に比べて魅力がないから電気が売れなくて困ると、内部にこんな値段で売っても困るというようなことがあって、そういう過度なリスクを織り込むことを避ける仕組みになるのが適切だと思っております。【圓尾委員】

(参考) 第79回制度設計専門会合における委員等の御意見(2/2)

- <u>案1</u>については、事務局ご指摘の通り設計によっては**発電事業者が回収困難となるコストが生まれる**。 <u>先物を使うことでBL市場の固定価格が維持されるメリットもある</u>。 電取委では監視もしてデータが集まってきているがBL市場の本旨に即した必要なコストをカバーできるようにしなければならない。 <u>案2</u>については、リスクヘッジを勘案していくのであれば事業者ごとの電源保有状況によりエリアごとに市場が細分化されてしまう。エリアによって全く異なる。全国大での電源調達に資するのか。 <u>極力市場範囲が分割しないようにご議論いただいている</u>ところ。 【加藤オブ】
- 従前からBL 市場には課題が多い。市場の信頼が歪む。実態として相対価格の指標にもなってしまう。東日本エリアの約定価格が 現実として高値がつき小売料金が全く成り立たない。自社小売にこの価格で卸を行っていないのは明らか。大規模発電事業者の 判断で、ここまで市場が歪むという事象があらわれた。
 2001年10日 (1995) (19
- 1 4 スライドの適格相対契約の控除量はあくまで最初限定していたものであり早急に見直すべき。内外無差別な卸が進んできていので早急に見直していく。控除限度をなぜやる必要があったのかを考えるとなくていい。BL 市場は市場を介して取引すべきなのが、スポット市場の価格を通して市場分断値差が発生している。燃調を付与して卸売するという考え方もあり得るのではないか。これを集めて一斉にやる必要性はないのではないか。全国大でやる必要がそもそもあるのか。このあたりをどのように考えていくべきなのか。エリア内で各社が独自にオークションを行う。北海道電力のようにブローカーがやることも考えられる。取引所でやる必要はあるのか。【國松オブ】
- ・ 燃料価格の変動リスク織り込みについて、各社の合理的な判断でありロジックに基づいて算出されている。BL 市場ガイドラインに基づいていれば事業者ごとに差が出ていてもいい。石炭価格の予測は非常に困難。想定したリスクを上回っており、逆ザヤとなっている事業者もいるのではないか。 案1 について、燃料費単価の見積ルールの明確化については 約定量を全量ヘッジできるとは限らない。過度なリスク負担が生じる。 発電事業者にこれを持てと言われるのは受容できない。 案2 について、中間とりまとめにおいてBL市場で燃調を導入することで市場を介してリスク回避を行うとされていたところどう整理するのか。 理論的にはありうると思うが、実現性の観点からもどうするのか。 案3 については、BL市場での売れ残りについて相対契約は自由で各社各様となっているなかで内外無差別が取り組まれているのであればBL市場はなくても達成されている。 民民の契約に過度な規制となるのではないか。 【松本オブ】
- BL市場ガイドラインにて燃料費の見積り方法に裁量が認められており、開きが出てきている。新電力のBL電源のアクセスイコールフッティングとなっているが、BL市場が扱える市場になっているかといわれると難しい。この市場で売れなくても構わない。今の情勢下でBL市場を見直す必要がある。松村委員の案2も伺っていて工夫の余地がある。細分化のデメリットにスポットがあたっていたが卸取引の取り組みも踏まえて市場設計を見直しても良いのではないか。今のままルールを変えないということはない。【竹廣オブ】

(参考) 第80回制度設計専門会合における委員等の御意見

• 前回も言いましたが、先物価格の2倍なんていうのを織り込んでしまうことが実際ある。しかも、それを制約する、事業者の自由ではないかと制約するなんていうことをして、もし損失が発生したら国が補填してくれるのかなどというような発言まで飛び出すような事態。全く逆に、では先物の価格と同じような価格になった、あるいはそれよりも下がったということになったら、返してくれるのかというようなことについては一切ほっかむりした上で、あんな発言が出てくるということからすると、この案1と放棄してしまえば、もう何が起こるか分からない。ヨーロッパの石炭価格で言えば、2倍なんていうレベルではなくて、8倍になったケースだってあることを例に出して、あの理屈からすれば、その8倍なんていうのを平気で織り込んでくる事業者だった現れかねないことを考えれば、**案1は安直に捨ててはいけないのではないか。案2に沿った改革ができなかったときは、それをやるべきだと思います。**【松村委員】

2022年11月25日 第79回 制度設計専門会合 資料7より抜粋・一部修正

● 資料 6 「旧一般電気事業者の不当な内部補助防止策について」でお示ししたように、各旧一般電事業者において、内外無差別な卸売に向けた取組が進む中で、BL市場の役割をどのように考えるべきか。

【供出量について】

- 旧一般電気事業者の内外無差別な卸売に向けた取組が進む中、中には入札を行う事業者も 現れており、BL市場と同等の商品(全日24時間・固定数量)も卸売が行われ始めている。こう した中、BL市場への供出量との関係をどのように考えるべきか。
- この点に関して、BL市場ガイドラインにおいては、<u>適格相対契約量</u>※<u>はBL市場への供出量から控除することが可能とされているが、控除可能量は「当初は供出量の10%に限る」こととされており、「その後の拡大については、状況を見ながら検討する」こととされている。この上限を変更することも考えられるか。</u>
 - ※適格相対契約とは、旧一般電気事業者等と電力自由化により新規参入した小売電気事業者等との間で一定条件の下で結ばれた相対契約。 具体的な条件としては、BL電源の負荷率等に鑑み、少なくとも契約期間における負荷率が70%以上、かつ、契約期間が6ヶ月以上の契約であって、価格についてもBL電源の発電平均コストを基本とした価格と著しく乖離がない契約。

【長期商品について】

● 旧一般電気事業者の内外無差別な卸売に向けた取組が進む一方、複数年契約が少ないことが 指摘されている。BL市場において、複数年の商品を設計することも考えられるか。

■ BL市場ガイドラインより抜粋

(前略) 控除可能量は、当初は供出量の10%に限ることとし、その後の拡大については、状況を見ながら検討することとする。

1これまでの御議論

②燃料費の事後清算スキームに関する詳細検討

【論点1】基準石炭価格及び平均石炭価格の設定方法について

- 前回会合において、現行の規制料金における燃料費調整制度と同様に、基準石炭価格としてオークション直前の3か月の全日本通関統計価格を、平均石炭価格として受渡月の3~5か月前の全日本通関統計価格をそれぞれ参照することとすると、期ズレリスクが売り手買い手の双方に生じるため、例えばそれぞれ1か月分の貿易統計価格を参照するスキームを検討してはどうか、との御指摘があった。
- この点について、参照期間を短くすることは、期ズレの収支影響を小さくする上では有効と考えられる。一方で、小売料金との親和性や小売事業者による受容性に加えて、内外無差別性の観点※からも、基準石炭価格はオークション直前3か月の全日本通関統計価格、平均石炭価格は受渡の3~5か月前の全日本通関統計価格とするのが適切ではないか。
 - ※監視等委で確認したところでは、旧一電の社内・グループ内取引においては規制料金の燃料費調整制度と 同様に参照期間を3か月として取引が行われていることが多い。
- なお、規制料金の燃料費調整制度において需要家保護の観点から設けられている調整の上限 (基準燃料価格の1.5倍) については不要と考えるのが適切か。

■第80回制度設計専門会合での委員・オブザーバーご意見

・調整単価の算定にあたっては、現行の燃料費調整制度と同様に、3ヶ月前の貿易統計、つまり実際には統計の遅れもありますのでn-3~n-5 か月前の指標となりますが、その場合、例えば年度末にかけて石炭価格が上昇することが継続する局面では売り手側に費用回収漏れが生じ、逆に価格下落が継続する局面では、買い手側に燃料費の調整を受けられない、こういった売り手買い手の双方に期ズレリスクが生じることになります。買い手売り手の双方にとっての期ズレリスクを回避するために、例えば、受渡月の貿易統計の単月値を参照し1ヶ月単位で事後清算を速やかに行うなど適切に燃調を導入できるスキームの検討をお願いしたいと思います。

2022年12月22日 第80回 制度設計専門会合 資料7より抜粋・一部修正

(基準石炭価格の設定方法)

● 基準石炭価格の設定方法については、現行の規制料金における燃料費調整制度と同様、<u>オークション直前の3ヶ月の貿易統計価格とすることが、小売料金との親和性や小売事業者による</u>受容性という観点から考えられるのではないか。それ以外にどのような設定方法が考えられるか。 【論点1】

【論点2】調整単価の算定方法について①

- 前回会合において、事業者ごとに異なる調整単価を設定する案を支持する御意見が多かった。逆に、エリアごとに共通の調整単価を設定する案については、個々の事業者に一定のリスクが残るため、リスクプレミアムの課題が残るとの御指摘があった。こうした御指摘を踏まえ、事業者ごとに異なる調整単価を設定することが適切ではないか。
- 具体的には、以下のようなスキームが考えられる。
 - ▶ 大規模発電事業者は各々の電源構成に基づく調整単価を設定し、オークションの結果約定した売り手の調整単価を事後清算に適用する。
 - ▶ オークションの結果、同じエリアで2以上の事業者の売り札が同時に約定した場合にはそれらの売り約定を買い手ごとに買い約定量に応じて比例配分した上で、それぞれの調整単価を事後清算に適用する。(例:発電事業者Aが10kWh、発電事業者Bが20kWh 売り約定し小売事業者Cが30kWh買い約定した場合、Cの買い約定量のうち10kWhにはAの調整単価を、20kWhにはBの調整単価をそれぞれ適用。)
- 事業者が各々異なる算定をすることがないよう、供出上限価格の算定の際に用いる諸元 (燃料の想定消費数量、想定発電量等) に基づき、例えば石炭価格が1,000円/ton変動した際に清算される金額 (円/kWh)を算定することが適切ではないか。

【論点2】調整単価の算定方法について②

■第80回制度設計専門会合での委員・オブザーバーご意見

- ·案2の事業者ごとの設定が優れているようにも感じるのですけれども、ただ実際の市場参加者のニーズですとか実務的なメリット・デメリットを丁寧に聞き取っ たうえで論点3の点も含めまして、市場参加者にとって最大限使いやすい設計にするのが重要であると思いました。
- ・リスクは一定残るからリスクプレミアムは一定載せるというのは問題外。こんなことをしたら元の木阿弥。問題の本質は全く解決していないことになるので、 もしそんなものを導入してエリア統一の係数を定めるという案だとすれば、はっきりと反対です。次に、企業ごとに燃調の係数を設定するのは、統一のもの ができないとすればやむを得ないというか、あり得る案だと思います。
- ・論点2案1のエリア毎に共通の係数を設定するというのは売手にとってはリスクを消し去ることはできずに、結果として**過剰なプレミアムが乗せられてしまう懸** 念は残りますので、事業者ごとに係数を設定する案 2 の方が適当ではないかと考えます。
- ・事業者ごとにプレミアムを設定するのであれば事業者ごとに係数を設定するのと同じであると考えられることから**案2の事業者ごとに異なる係数を設定する方 が望ましい**のではないかと考えます。
- ・市場の参加者としては、**案1の方が、ある程度事前に清算単価を推定できるということから、望ましい**と思いますが、やはりプレミアムの載せ方次第という ところもありますので、仮にプレミアムを載せるのであれば、これはしっかりとルール化していただかないと結局同じことになると思います。
- ・BL市場に導入する場合において、各売り手が制度的な供出となることも踏まえると、各売り手が固有の燃調を設定できることが適当と思っておりまして、**エリ アの細分化も避けるべきと考えると論点2では案2が望ましい**のではないかと考えている。

■供出上限価格と調整単価の算定に関する簡易イメージ(参考)

基準石炭価格(①)	50,000円/ton
想定消費数量(②)	10,000 千 ton
石炭燃料費(①×②)	500,000百万円
修繕費	40,000百万円
減価償却費	50,000百万円
その他固定費	210,000百万円
容量確保契約金額	▲100,000百万円
合計(③)	700,000百万円
BL想定発電量(④)	50,000百万kWh

1,000円/ton 增加(⑤)	+1,000円/ton
想定消費数量(②)	10,000 千 ton
石炭燃料費増加(⑤×②)	+10,000百万円

1,000円/ton 下落(⑥)	▲1,000円/ton
想定消費数量(②)	10,000千ton
石炭燃料費減少(⑥×②)	▲10,000百万円

BL想定発電量(④)	50,000百万kWh
供出上限価格(③/④)	14.00円/kWh

	+0.20円/kWh
BL想定発電量(④)	50,000百万kWh

	▲0.20円/kWh
BL想定発電量(④)	50,000百万kWh

調整単価	
(平均石炭価格が1,000円/ton変動した場合の円/kWh当たりの変動額)	

0.20円/kWh

【論点2-2】買い手によるキャンセル等①

- 事業者ごとに異なる調整単価を設定する場合、買い手にとってはオークション結果が分かるまでどのような調整単価が適用されることになるか正確に分からないこととなる。他方で、キャンセルを可能とすることで、非常に高値での買いを入れる事業者が現れるなど、入札行動に影響が出る可能性をお示しさせていただいたところ。
- 前回会合において、キャンセルの濫用を防ぐために、売り手が調整単価を事前に公表しておく、買い手がキャンセルしたい調整単価を登録しておく、売り手がキャンセルできる数量に枠を設ける、といった御意見があった。
- こうした御指摘を踏まえ、どのような制度設計が適切と考えられるか。

■第80回制度設計専門会合での委員・オブザーバーご意見

- ・売り主側の係数に関しては例えば事前に公表しておくということも考えられるのではないかと思います。この点、案2に関して買い手のキャンセルに関するご 懸念というのは事務局の御示唆いただいている通りと思います。この点については、もし仮にこの点だけがボトルネックなのだとすれば、事後キャンセルの可能性 があると考える買い手はその点を、どこか中立的な管理機関か何かに許容できない係数、この係数以上であればキャンセルするということをあらかじめ登 録しておくことなどによって、濫用的なキャンセルを防ぐ手立てはあるのかもしれないと思いました。
- ・この係数なら事前に要らないと言ってもらうのはひとつだと思います。また、この市場には各事業者が買える量というのは制約があったはずです。応札したけどキャンセルしたというのは、その数に入るというのだとすると、むやみにキャンセルすれば自分の枠を使ってしまう。本当にこんな濫用がおこるのかというのはかなりの疑問を持っています。これを本当に心配して、本当にこれが理由で諦めなければいけないのかというのについてはかなり疑問に思っています。
- ・論点2案2の買い手がオークション後まで燃調の係数がわからない点については、14スライドに記載いただいたとおり、一定期間内のキャンセルを許容いただ <u>〈ことが運用できる</u>のではないか、新電力としては当社としては考えております。この際に、事後精算の係数によっては、あるエリアでの小売価格でしか使えない 場合もございますので電源としての仕上がり価格が事後的にわかるという実態を踏まえて、約定量を減じることができる裁量も加えていただければと思う。
- ・買い側のキャンセル期限について、スライド15の3ポツ記載の通りキャンセル権があるが、**買い手側のキャンセルのタイミング次第によっては、売り手側の燃料 確保に対するリスクが高まる可能性があること、各社が並行して実施している相対卸売の供給可能量にも大きな影響を及ぼす可能性がある**かと思います。 このためキャンセルの可否については、例えば、BL 市場約定後1週間程度にするといった限定的な期間とする必要があるのではないか。 あわせて、 キャンセルありきでの買い入札を助長するようなことがない制度の検討をお願いします。
- ・<u>キャンセルを受け付けるのであれば複雑な手続が必要となる</u>ことが想定される。また、キャンセルを認めない形での係数設定においても、そんな高い価格だったら買わなかったという主張についてどうこたえていくのか。

【論点2-2】買い手によるキャンセル等②

<u>案 1:売り手の調整単価をオークション前に買い手に通知することとし、買い手によるキャンセル制度</u> は設けない

→事前に売り手の調整単価をオークション前に買い手に通知することで、買い手は一定の商品情報が得られることに加えて、キャンセル制度を設けないことによって、そもそもの制度の複雑化や制度の濫用といった懸念が回避できるのではないか。

<u>案 2:売り手の調整単価をオークション前に買い手に通知することとし、買い手はその中で購入を希望しない条件を市場運営者にオークション前に登録する(購入希望条件付きの応札)</u>

→買い手が購入を希望しない調整単価がある場合には事前にそれを市場運営者(JEPX)に登録し、通常の約定処理後にJEPXが当該登録内容に基づき一部の約定札をキャンセルし約定結果を確定することとしてはどうか。なお、その際、約定処理の複雑化を回避するためキャンセル後の再計算は行わないことを想定。

<u>案3:買い手が約定結果を踏まえ、一定量の買い約定札をキャンセル可能とする(キャンセル)</u>

→買い手が約定結果を踏まえ、キャンセルを行うことを可能とする一方、濫用を防ぐ観点からキャンセル可能量を一定量(例えば、約定量の半分)までとしてはどうか。また、キャンセルを行う場合には、約定後の一定期間内(例えば、1週間以内)に行う必要があることとしてはどうか。なお、その際、約定処理の複雑化を回避するため、キャンセル後の再計算は行わないことを想定。

(参考) 燃料費の事後清算スキームに関する論点について

(調整単価の算定方法)

- 受渡年度において参照する石炭価格については、上記基準石炭価格と平仄を取ることが必要となる。また、BL電源に占める石炭火力の割合に基づく調整単価の設定については、事業者ごとに電源構成が異なり、燃料費の変動による価格への影響が異なる中、売り手・買い手双方にとって適切な調整単価を設定しつつ、市場の細分化を避けるにはどのような工夫が考えられるか。 【論点2】
- 大きく、以下の2つの方向性が考えられるのではないか。
 - ① エリアごとに共通の調整単価を設定
 - ② 事業者ごとに異なる調整単価を設定

【論点3】燃料費の事後清算スキームの導入範囲について

- 事後清算スキームを導入する回と固定価格を維持する回を分ける案を支持する御意見があった 一方で、全ての回に事後清算スキームを導入する案を支持する御意見もあった。
- 仮に、全てを事後清算スキームに変更する場合、燃料費は3回とも事後清算によって実質的に同額になり、固定費も大きく変わることは想定されにくいため、3回ともほぼ同じ商品が供出されることが想定される。このため、買い手にとっても購入機会が複数回ある意義が小さいのではないか。
- むしろ、**固定価格でヘッジを行うことが可能というBL市場の特性も維持する方が意義が大きい と考えられるのではないか**。特に、発電事業者が価格変動リスクの大部分を需要家に転嫁するのではなく、燃料先物等を活用することで適切なリスクヘッジを行うことは、最終需要家を含めた電気料金の抑制、安定化という観点からも有意義。
- こうしたことを踏まえれば、固定価格によるオークションを維持しつつ、事後清算スキームによる オークションを導入することが妥当ではないか。

■第80回制度設計専門会合での委員・オブザーバーご意見

- ・**どういう順番でやるのかによって効果、特に事後精算が本当に活用できるのかというところに影響がある**かと思いますのでハイブリッドもあわせてご検討していただければと考えております。
- ・せっかく3回あるのだから、むやみに複雑化しないでその中で役割分担をしたらどうかという提案はより優れた提案だと思うので支持します。
- ・論点3に関して、私は全て同じルールでやるべきではないのかなと思います。4回目は自由なので、自由なところをこれまで通り残して、1~3回については論点1・2をクリアにしたかたちのもので3回をやるというのが適当か。
- ・論点3については、**燃調を全てで付けるということに、そもそもBL市場って何だっけということを鑑みますと、先ほど申し上げたとおりかなりボラティリティが 上がっている中で固定価格の意味を放棄することになるかと思っております**。こちらについては、先物の拡大というその他の市場という特色は失われる。全体として、商品の多様性をどのように考えるべきか慎重な議論が必要なのではないかと思っています。
- ・論点3導入範囲については、全部燃調付きかそうじゃないかという話については、**基本的には燃調があった方がお互い良いかと思うが、固定のニーズにつ**いては前回の案1のように先物価格を参照した固定であれば、分けて組み合わせることもあっていいのではないか。

【論点3-2】事後清算スキームを導入する回等について

- 少なくとも1回のオークションに燃料費の事後清算スキームを導入すれば、コストベースの価格で調達できる機会が買い手に確保されることとなり、BL電源への内外無差別なアクセス機会は一定程度確保されるのではないか。
- その際、第3回オークションに事後清算スキームを導入することとすれば、第3回における約定可能性が高まることで、売り手が第1回、第2回オークションにおける固定価格の設定を見直す動機が強まるのではないか。
- 逆に、事後清算スキームを第1回または第2回オークションに導入すると、以降の固定価格による オークションにおけるリスクプレミアムの課題が残ることとなる。また、それらのオークションにおける燃料 費の見積りに一定の規律を導入すると、発電事業者が費用を回収できないリスクが残ることとなる。
- ついては、第3回オークションに事後清算スキームを入れることとし、第1回、第2回オークションに ついては現行のルールを維持することが適切ではないか。

■第80回制度設計専門会合での委員・オブザーバーご意見

・そのうえで、ここの事務局の整理では、第3回で燃調付があれば、前の回でも無茶な価格は付けないだろう。そうだとするとある種の規律、厳しい制約はしなくても良いかもしれない整理が書かれているわけで、実際私も前回はそういいましたが、私は少なくとも前回の松本オブザーバーの発言をきいてとても心配になった。第1回・第2回についても無茶なことをしかねない。規律不要だという整理で本当に良いのかどうかについてはもう一度考える余地があるのではないか。

・応札準備や制度の複雑性を回避する観点から、仮に1回・1回の応札で2つのメニューを設けることでのデメリットがあるのだとすれば燃調商品に一本化する方が良いのではないかと思いました。固定価格によるヘッジニーズという意味では、夏季冬季の短期間でのニーズの方が高いものですから、すべてをBL市場でカバーすべきではなく、先物市場の充実・活性化という方向に志向していくのが良いのではないか。ハイブリッドも含めて固定価格を残すというのであれば、松村委員コメントのように**前回議論の案 1 はもはや必須**と考えています。

(参考) 燃料費の事後清算スキームの導入範囲に関する論点について

2022年12月22日 第80回 制度設計専門会合 資料7より 抜粋・一部修正

- 固定価格という商品特性にもニーズがあることや現状においても西日本エリアでは約定している実態も踏まえつつ、全4回(※ただし、第4回の供出は任意)のオークションのうち、どこまで燃料費の事後清算スキームを導入するべきか。【論点3】
- 大きく、以下の2つの方向性が考えられるのではないか。
 - ①全ての回のオークションを事後清算スキームに変更する
 - ②特定の回のオークションにのみ事後清算スキームを導入し、他の回は固定価格を維持する

今後の進め方(案)

- 2022年度オークションの監視の結果、大規模発電事業者の燃料費の変動リスクの算定に関して、 各社の裁量の余地が大きく供出価格への影響も大きいこと、実質的な売り惜しみにつながる可能 性があること、内外無差別性の確認が困難であることなど様々な課題が認識されたため、制度の 見直しについて御議論いただいてきたところ。
- これまで、①過大なリスクプレミアムの解消、②発電事業者によるリスクの適切な織り込み(コストを適切に回収できないリスクの回避)、③内外無差別性の確保といった様々な要請を満たすため、燃料費を事後清算するスキームを導入することを軸に、詳細な制度設計のあり方についても様々な御意見をいただいてきたところ。
- BL市場は、資源エネルギー庁による「ベースロード市場ガイドライン」に基づいて制度設計がされており、制度の見直しに際しては同ガイドラインの改定が必要となることから、これまでの監視等委員会および当専門会合における議論を踏まえ、燃料費を事後清算するスキームを導入することについて、資源エネルギー庁における検討を求めることとしてはどうか。